



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 9 月 1 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「輸出代金の海外での保留について」

2010 年 8 月 27 日、中国国家外貨管理局は、貿易の便利性を高めるため、「一部の地域において輸出代金を海外に保留する政策を試験的に実施する通知」を公布しました。従来、中国企業による輸出代金の決済は国内口座で行う事が必要でしたが、本通知により、試行地域の一部の企業を対象に、国外での口座開設が可能となり、輸出代金を海外で保留することが試験的に解禁されました。具体的な内容は以下の通りです。

1、適用範囲

試験期限	2010 年 10 月 1 日より 1 年間
試行地域	北京、広東(深センを含む)、山東(青島を含む)、江蘇
試行企業	上記の4つの試行地域で、各地域 10 社までとする。

2、試行企業の認定条件

- ・貿易取引規模が大きく、輸出代金を海外に保留する必要がある
- ・財務、信用状況が良好で、直近 2 年で外貨管理規定の違反行為がない
- ・グループ企業の場合は、国内で資金の集中受払い、集中管理の経験がある、等

3、海外口座の使用範囲

入金総額	輸出代金を海外で保留する年度総額は企業の前年度輸出総額の一定比率を超えない。 具体的な比率は各地方外貨管理局が企業の状況に基づいて決定、調整する。
入金範囲	・輸出代金収入 ・預金利息 ・外貨管理局が承認したその他の収入
支出範囲	・貨物貿易項目の支出 ・コミッションなど一部のサービス貿易の支出 ・銀行の日常管理費用の支出 ・外貨管理局の許可を得た一部の資本項目の支出 ・国内への振込み。 ・外貨管理局が決定したその他の支出

試行企業の輸出において、増値税は従来通り還付されますが、国家外貨管理局の核銷手続や、輸出代金回収審査システムへの登録が簡素化されています。

輸出代金の海外保留は、中国への外貨流入圧力を緩め、国際収支の均衡を図る目的があるほか、輸出企業の外貨での運用効率を向上させるなど、中国の外貨管理制度改革の一步として、重要な意味を持っています。

出所: 中国国家外貨管理局ホームページ

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室

(東京) 電話 03-6704-2723

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載